

5/30(月) の発表

はじめよう、つづけよう。
「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～



報道発表資料の配付日時 5月30日(月)

発表項目 (行事名)	世界禁煙デー及び禁煙週間について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>5月31日はWHO（世界保健機構）が定めた「世界禁煙デー」。厚生労働省では、「世界禁煙デー」からの1週間を「禁煙週間」と定めています。（5月31日～6月6日）</p> <p>道では、喫煙が健康に与える影響について周知し健康に対する意識を高めるため、普及啓発を行っています。</p> <p>また、望まない受動喫煙の防止を図るため、2020年4月に北海道受動喫煙防止条例が施行され、「受動喫煙ゼロ」の実現を目指しており、実現には、全ての方に受動喫煙に関する正しい知識を持っていただくことが重要です。</p> <p>保健所では禁煙週間用ポスターの掲示や局内放送による呼びかけのほか、31日から生鮮市場とタイアップし、レシートに禁煙メッセージを掲載、FMわっぴーを通じた情報発信等、たばこ対策の取組を実施する予定でありますので、道民の皆様に広く周知をお願いします。</p>		
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度「禁煙週間」実施要綱（厚生労働省） ・北海道受動喫煙防止条例リーフレット（2部） ・参考資料「成人の喫煙率」及び「管内の喫煙者の割合」 		

報道（取材）に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付（場所） 同時レク
担当者（連絡先）	保健環境部保健行政室企画総務課長 齊藤 博美 TEL ダイヤルイン 0162-33-2975 (内線3600) 担当者 企画係主査（健康増進） 佐藤 貴子 TEL ダイヤルイン 0162-33-2989 (内線3618)

令和4年度「禁煙週間」実施要綱

1 名 称

令和4年度「禁煙週間」

2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

これらも踏まえ、国民健康づくり運動プランである「健康日本21（第二次）」やがん対策推進基本計画においては「喫煙率の減少」を指標の1つとして設定しており、喫煙による健康影響を周知することが重要である。また、望まない受動喫煙の防止を図るために、健康増進法の一部を改正する法律が令和2年4月に全面施行されたところであり、受動喫煙対策をより一層推進していく必要がある。

さらに、令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられた一方で、喫煙に関する年齢制限については引き続き20歳以上とされていることや喫煙開始年齢の早さと全死因死亡に十分な因果関係があることが報告されていること等から、喫煙開始年齢と健康影響の関係について、特に若年者への普及啓発が重要となっている。

これらを踏まえ、「たばこの健康影響を知ろう！～若者への健康影響について～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

3 禁煙週間のテーマ

たばこの健康影響を知ろう！～若者への健康影響について～

4 期 間

令和4年5月31日（火）から令和4年6月6日（月）まで

5 主 唱（予定）

厚生労働省、（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会

6 禁煙週間に係る取組の実施

（1）厚生労働省における取組

厚生労働省、施設等機関及び地方支分部局は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性や禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題として捉え、継続して取り組んでいくようにたばこ対策の推進を図る。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

・厚生労働省ホームページ等における世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供

- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
 - ・関係省庁や関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示を要請
 - ・世界禁煙デー記念イベントの開催（東京）
- イ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策
- ・関係機関等を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組を推進
 - ・関係省庁や関係機関等に対し、施設内における受動喫煙対策の実施について協力を要請
 - ・関係団体等に対し、受動喫煙防止の普及啓発用チラシを配布し、受動喫煙対策の実施について協力を呼びかける。

（2）地方自治体における取組

都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

- ア たばこと健康に関する正しい知識の普及
- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
 - ・本週間用ポスターの配布及び掲示
(ポスターの掲示については、未成年者の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなどの配慮をすること。)
 - ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
 - ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼附による普及啓発
- イ 未成年者の喫煙防止対策
- ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施
- ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策
- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（庁舎内全面禁煙等）
 - ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組を推進
 - ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施
- エ 禁煙支援
- ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
 - ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施（健診会場での実施等）
 - ・禁煙普及員の養成及び周知

7 留意事項

イベントの開催等の取組の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和4年3月17日変更。）、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大の防止に留意し、適切に対応されたい。

オール北海道で受動喫煙防止対策

～「受動喫煙ゼロ」の実現を目指します～

2020年4月1日、改正健康増進法（※全面施行）&北海道受動喫煙防止条例（※一部）がスタートしました。

道では、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、道、道民、事業者及び関係団体がそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として、受動喫煙防止対策を推進することとしています。

新しいルールを守って、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる街づくりにご協力をお願いします。

健康増進法と条例との比較

区分		改正健康増進法	条例
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を <u>設置できる</u>)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を <u>設置できない</u>)
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等		法に準拠
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	屋内 原則屋内禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)	法に準拠
		屋外 受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	<u>施設利用者の通行量等を考慮し、吸い殻入れ等の設置場所に配慮する</u>
飲食店の対応（経過措置）	既存の小規模飲食店（客席面積100m ² 以下等）は、当面の経過措置として、喫煙を選択可能 ※保健所への届出が必要		法に準拠
	喫煙場所への20歳未満の立入禁止	立入禁止（従業員、利用者等）	法に準拠
標識の掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示	法に準拠
		禁煙 規定なし	<u>飲食店及び喫茶店は、主な出入口に標識を掲示</u>
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設（20歳未満の者等が多く利用する施設）	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	<u>喫煙場所を設置する場合は、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める</u>
20歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮	<u>20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める</u>
従業員等への受動喫煙防止対策		従業員（雇用関係にある者）に対する受動喫煙防止対策に努める	<u>保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める</u>
			<u>従業員等（雇用関係にない親族や派遣職員等を含む）に対する受動喫煙防止対策に努める</u>



道では、受動喫煙に関する様々な情報を道民の皆様や事業者等に分かりやすく提供するため、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設しています。法や条例の詳細などについては、このポータルサイトをご覧ください。



条例のポイント

受動喫煙で健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方に配慮してください

喫煙者は20歳未満や妊婦の方がいる場所で喫煙をしない、保護者は養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努めてください。

保育所、幼稚園、学校等の敷地内に喫煙場所を設けないようにしてください

20歳未満の方が主たる利用者である学校等の敷地内に喫煙場所を設けないようご協力をお願いします。(※令和3年4月1日から施行)

第二種施設は屋外(出入口等)の喫煙器具等の設置場所に配慮してください

スーパー、コンビニ、事務所等の屋外に吸い殻入れ等を設置する場合は、受動喫煙を生じさせないよう設置場所に配慮してください。

公園等の屋外に喫煙場所を設置する場合は、必要な措置を講じてください

都市公園、野球場やサッカー場、動物園、水族館等に喫煙場所を設置する場合は、喫煙場所を明確に区画するなどの措置を講じてください。

飲食店・喫茶店が店内を禁煙とした場合は、禁煙である旨の表示をしてください

法では、禁煙施設の表示規定がないことから、お店を選ぶ際に喫煙の可否が分かるよう、条例で禁煙表示に関する規定を設けました。(※令和2年7月1日から施行)

事業者は、従業員等に対して受動喫煙を生じさせないようにしてください

法では、雇用関係にある労働者のみを対象としていますが、条例では親族や派遣職員等も対象にしています。

その他の取組

歩きたばこや路上喫煙はやめましょう

道では、平成15年に「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、公共の場所での歩きたばこ等の防止に努めています。

喫煙は近隣住宅に配慮しましょう

玄関先やベランダ等での喫煙は、近隣住宅に受動喫煙を生じさせることがありますので、風向きや時間帯などに配慮してください。

三次喫煙（サードハンドスモーク）

衣類や室内に付着した残留たばこ成分を吸入する「サードハンドスモーク」は、健康影響がまだ明らかになっていませんが、今後も適切な情報を周知していきます。

たばこをやめたい方をサポートします

道では、ホームページ等で禁煙外来を標榜する医療機関を紹介するなど、身近な地域で禁煙支援を受けやすい環境づくりに努めています。

【参考資料】

1 成人の喫煙率について

(単位 : %)

	平成25年	平成28年	令和元年
総数:全国	21.6	19.8	18.3
総数:道	27.7	24.7	22.6
男:全国	33.7	31.1	28.8
男:道	39.2	34.6	31.6
女:全国	10.7	9.5	8.8
女:道	17.8	16.1	14.9

(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

2 管内の喫煙者の割合について

	標準化該当比（男性）	標準化該当比（女性）
稚内保健所	116.4	183.0
北海道	109.3	162.1

(令和2年度北海道健康増進計画指標調査事業〔北海道健康課題見える化事業〕報告書)

※標準化該当比：喫煙者の割合について全国を100（基準）とした比。